

次期県税システムの調達に向けた調査・分析業務委託仕様書

1 委託業務名

次期県税システムの調達に向けた調査・分析委託業務

2 委託業務の目的

現行ベンダーである富士通 Japan 株式会社から、令和12年12月31日をもって税務基幹システム（以下「現行システム」という。）のサービスの提供を打切る方針が示され、他社の県税システムに移行するよう提言されている。

現行システムは、税制改正に伴う度重なる改修で肥大化・複雑化しており、内部の仕様や複数ある外付けシステムを含めた全体の概要を正確に把握できていないことから、次期県税システムへの移行を検討する上で、現行システムの調査・分析を早急に進める必要がある。

3 委託業務内容

- (1) システム構成の整理と業務プロセスの分析
- (2) 次期ベンダー候補との協議、ワーキンググループへの参加
- (3) フィット&ギャップ分析による差異の可視化と代替案の提示
- (4) データ移行に関する技術的助言

4 委託業務の履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

5 業務報告

受託者は、上記3(2)及び(4)の委託業務に係る実施状況を「業務報告書」（様式1）により速やかに県に報告しなければならない。

6 作業要員

- (1) 受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務に従事する作業員（以下「作業要員」という。）を選任し、業務を遂行することとする。
- (2) 受託者は、作業要員の選定について、十分な注意をもって行うとともに、本業務に精通する者を充てることとする。

7 服務関係

(1) 管理担当者の選任等

- ① 受託者は、管理担当者を定め、県に文書をもって通知しなければならない。
- ② 受託者は、作業要員の氏名、所属、職名等を記載した作業要員名簿（様式任意）を県に提出するものとする。
- ③ 管理担当者は、作業要員に対する関係法令の運用について一切の責任を負うものとする。

(2) 作業環境等

作業要員が本業務の遂行のために必要な机、椅子、電話、FAX及びパソコンは県において準備する。

8 作業場所

- (1) 作業要員は、原則として大分県総務部税務課分室（大分県庁舎本館 5 階）内で業務に従事する。
- (2) 受託者は、作業要員が本業務の遂行のため(1)以外の作業場所において業務を行う場合は、業務の遂行に係る施設等に関する届出書をあらかじめ県に提出し、承認を得なければならない。

9 電子計算機等の適正使用

受託者は、本業務を履行する目的以外に、県の保有する電子計算機等（電話、パソコン、プリンタ、コピー機等）を使用してはならない。

10 データのセキュリティ

受託者は、自己の責任においてパソコンに保存されているデータ等の漏えい、滅失、棄損等を防止しなければならない。

また、本業務を履行する目的以外に、データを複写又は使用してはならない。

11 秘密の保持

- (1) 受託者は、県が承認した場合を除き、委託業務の内容を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、本業務に従事する作業要員、その他の者に対し上記 11(1)の義務を遵守させるため秘密保持契約を締結させる等万全の措置を講じなければならない。

12 成果品の提出

上記の委託業務の契約期間の末日までに、以下の成果品を提出すること。

- (1) 現行システム（外付けシステムを含む）の構成及び業務フローに関する資料一式
- (2) フィット&ギャップ分析により整理した結果に関する資料一式

成果品はPDF形式でCD-ROM又はDVDに保管のうえ提出すること。

なお、受託者の責任においてウイルスが混入しないよう対策を実施し、ウイルス対策ソフト、ウイルス定義（最新のパターンファイルの日付を記載）を提出する媒体のラベルに記載すること。

13 著作権等

本業務の調査・分析により作成された資料の所有権及び著作権等は、すべて大分県に帰属するものとする。